

常滑武豊衛生組合職員定数条例

昭和37年10月22日

条 例 第 3 号

改正

昭和43年 3月 5日 条例第2号 昭和49年 2月25日 条例第1号
昭和49年 6月 7日 条例第7号 昭和55年 7月 1日 条例第4号
平成19年 3月 1日 条例第1号 令和 元年10月 3日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、管理者及び監査委員の事務部局並びに議会の事務部局に勤務する職員（臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の職員の定数について定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 前条の職員の定数は次のとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 18人
- (2) 議会の事務部局の職員 2人
- (3) 監査委員の事務部局の職員 2人

2 休職中の職員及び育児休業中の職員は、第1項に規定する定数の外とする。

第3条 前条第1項各号に掲げる職員の定数の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年9月11日から適用する。

附 則（昭和43年3月5日 条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年2月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月7日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年7月1日条例第4号）

この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月3日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。